

狭山市保健センター改修工事監理業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 狭山市保健センター改修工事監理業務委託

2. 業務種別

この工事監理業務の種別は○印のついたものとする。

(1) ・ 常駐監理 ○ 非常駐監理

(2) ○ 建築工事監理 ○ 設備工事監理

3. 業務期間 契約日から 令和 9年 12月 28日まで

4. 対象施設の概要

この工事監理業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は、以下のとおりとする。

(1) 対象施設名称 狭山市保健センター

(2) 施設の場所 狭山市狭山台3丁目24番

(3) 施設用途 保健センター

令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第__号 第__類とする。

(4) 延べ面積 2,396.085 m²

5. 対象工事の概要

この工事監理業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）の概要は、以下のとおりとする。

対象工事名	工事概要	工期	備考
狭山市保健センター改修工事	改修工事（EV 除くスケルトン改修） ・ 建築工事 外壁改修：高圧水洗清掃及び下地処理の上、防水形複層塗材RE 屋上防水改修：既存防水層撤去の上、改質アスファルトシート防水常温粘着工法・露出	契約日から 令和9年1 2月28日	

	<p style="text-align: center;">断熱仕様(ASI-J1)</p> <p>内装改修：レイアウト変更に伴う 天井・床・間仕切り壁 ・内部建具の撤去、新 設</p> <p>塗装改修：鉄部・ボード類等の 塗装改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備工事 電灯設備、動力設備、拡声設備、 非常照明、自火報設備 等のレイア ウト変更に伴う更新 ・給排水衛生設備工事 衛生器具設備、給排水設備、給湯 設備、消火設備 等のレイアウト変 更に伴う更新 ・空気調和・換気設備工事 単一ダクト方式から個別空調方式 への変更 ・上記工事に伴う付帯工事一式 		
--	---	--	--

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「埼玉県建築工事監理業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。

・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。

1. 技術者等の資格要件

業務の実施に当たっては、下記の資格要件を有する技術者等を適切に配置した体制とする。

(1) 技術管理者及び現場責任者の資格要件

技術管理者及び現場責任者については、下記の要件を満たす者とする。
また、設計図書の設計内容を的確に掌握するとともに、工事監理等につい
ての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

- ◎ 建築士法(昭和25年法律第202号)による ◎ 一級建築士 ・ 建築設備士)であること
- ◎ 公共建築工事標準仕様書又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事

監理を実施した経験を有すること

- ①

{	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士相当又は大学卒業後18年以上の実務経験相当① 大学卒業後13年以上の実務経験相当・ 大学卒業後8年以上の実務経験相当・ 大学卒業後5年以上の実務経験相当	}	の能力を 有すること
---	--	---	---------------

(2) 担当主任技術者

担当主任技術者については、下記の要件を満たす者とする。また、設計図書の内容を的確に判断するとともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。

- ① 建築（意匠）担当
- ① 建築士法(昭和25年法律第202号)による(① 一級建築士 ・ 建築設備士)であること
- ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）又はそれに準ずる仕様書を適用し工事の工事監理を実施した経験を有すること、若しくは、監督員がそれと同等の能力があると認めた者であること
- ①

{	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士相当又は大学卒業後18年以上の実務経験相当・ 大学卒業後13年以上の実務経験相当① 大学卒業後8年以上の実務経験相当・ 大学卒業後5年以上の実務経験相当	}	の能力を 有すること
---	--	---	---------------

- ・ 建築（構造）担当
- ・ 建築士法(昭和25年法律第202号)による(・ 一級建築士 ・ 建築設備士)であること
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること、若しくは、監督員がそれと同等の能力があると認めた者であること
- ・

{	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士相当又は大学卒業後18年以上の実務経験相当・ 大学卒業後13年以上の実務経験相当・ 大学卒業後8年以上の実務経験相当・ 大学卒業後5年以上の実務経験相当	}	の能力を 有すること
---	--	---	---------------

- ① 電気設備担当
- ① 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士又は建築設備士であること
- ① 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること、若しくは、

- 監督員がそれと同等の能力があると認めた者であること
- | | | |
|---|--|---|
| { | <ul style="list-style-type: none">・ 技術士相当又は大学卒業後18年以上の実務経験相当・ 大学卒業後13年以上の実務経験相当○ 大学卒業後8年以上の実務経験相当・ 大学卒業後5年以上の実務経験相当 | } |
|---|--|---|

の能力を有すること

- 機械設備担当
- 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士又は建築設備士であること
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること、若しくは、監督員がそれと同等の能力があると認めた者であること
- | | | |
|---|--|---|
| { | <ul style="list-style-type: none">・ 技術士相当又は大学卒業後18年以上の実務経験相当・ 大学卒業後13年以上の実務経験相当○ 大学卒業後8年以上の実務経験相当・ 大学卒業後5年以上の実務経験相当 | } |
|---|--|---|

の能力を有すること

2. 工事監理業務の内容

2-1. 一般業務は、共通仕様書「第2章 工事監理業務の内容」に規定した項目のほか以下の特記による。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、監督員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には速やかに監督員と協議するものとする。

一 工事監理に関する業務

- (1) 工事監理方針の説明等
 - (i) 工事監理方針の説明
 - (ii) 工事監理方法変更の場合の協議
- (2) 設計図書の内容の把握等の業務
 - (i) 設計図書の内容の把握
 - (ii) 質疑書の検討
- (3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務
 - (i) 施工図等の検討及び報告
 - 検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。

- (ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告
- (4) 工事と設計図書との照合及び確認
設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者等から提出される品質管理記録のいずれかの方法で行うこととする。
- (5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
- (6) 業務報告書等の提出

二 工事監理に関するその他業務

- (1) 工程表の検討及び報告
- (2) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
- (3) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等
 - (i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告
 - (ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等
 - (iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査
- (4) 関係機関の検査の立会い等

三 対象外業務

一般業務のうち業務委託内容に含まれない業務（対象外業務）の範囲等は以下のとおりとする。

2-2. 追加業務は、以下に示す項目とする。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、監督員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。

○ 関連工事の調整に関する業務

工事が複数の工事施工者等に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて工事施工者等の協力を受け

て調整を行うべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。

- 施工計画等の特別な検討・助言に関する業務
現場、製作工場などにおける特殊な作業方法及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的観点から検討し、工事施工者等に対して助言すべき事項を監督員に報告する。
- 完成図等の確認
設計図書の定めにより工事施工者等が提出する完成図等について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を監督員に報告する。確認の結果、適切でないと認められる場合には、工事施工者に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。
- 定例会議への参加

3. 業務の実施

(1) 打合せ及び記録

- a. 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。
 - 1) 業務着手時
 - 2) 業務計画書に定める時期
 - 3) 監督員又は技術管理者等が必要と認めたとき
 - 4) その他（ ）
- b. 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、工事施工者等と定期的かつ密接の連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

(2) 適用基準等

- a. 共通 (各基準は最新版とする。)
 - 対象工事の設計図書
 - 官庁施設の基本的性能基準
 - ・ 官庁施設の総合耐震計画基準
 - ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
 - 埼玉県環境配慮方針
 - 埼玉県福祉のまちづくり条例
 - 建設副産物の手引き
 - 彩の国建設リサイクル実施指針
 - ・ 建築物解体工事共通仕様書
- b. 建築
 - 埼玉県建築工事特別共通仕様書
 - ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・ 木造建築工事標準仕様書
 - ・ 建築設計基準
 - ・ 建築構造設計基準
- 建築工事標準詳細図
 - ・ 擁壁設計標準図
 - ・ 構内舗装・排水設計基準
 - ・
- c. 設備
 - ・ 建築設備計画基準
 - ・ 建築設備設計基準
 - 埼玉県電気設備工事特別共通仕様書
 - ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
 - 埼玉県機械設備工事特別共通仕様書
 - ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
 - ・ 建築設備耐震設計・施工指針
 - ・ 建築設備設計計算書作成の手引
- d. その他
 - 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律
 - 民生安定施設の改修工事に関わる補助の割合又は額について（通達）
 - 防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書
 - ・

(3) 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書一式 ・ アスベスト調査報告書 ・ 劣化度調査報告書 	

貸与場所（都市建設部 建築住宅課 ） 貸与時期（契約日～）

返却場所（都市建設部 建築住宅課 ） 返却時期（工事監理完了日）

(4) 監督員事務所及び備品

対象工事の設計図書に定められた監督員事務所及び備品のうち、発注者の指定するものは、この業務に関し無償で使用することができる。受注者は善良な管理者としての注意をもってこれを使用しなければならない。

(5) 関係官公庁への手続き等

関係官公庁への手続き等については、建築基準法等の法令に基づく官公庁等の検査に必要な書類の原案を作成し監督員に提出し、また検査に立会う。

4. 提出書類等

提出書類等	部数	適要
(1) 提出書類 ○ 業務計画書 ○ 打合せ記録 ○ 監理業務日誌 ○ 工事監理月報	3 部	
(2) 資料	部	
(3) その他	部	